

会 議 の 名 称	議 会 運 営 委 員 会 協 議 会	開催月日・令和6年12月11日 開会時間・午前・午後11時27分 閉会時間・午前・午後11時43分
出 席 者	藤川 貴雄 豊島 保夫 安井 智子 栗津 明 南谷 清司 後藤 徹	
欠 席 者		
オブザーバー	議長 野口 佳宏	
傍 聴 者	河崎 周平 安藤 誠 南谷 佳寛	
説明のために 出席した者	藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課課長補佐 森議会総務課主任	
協 議 事 項	・ 栗津議員の一般質問について	

【開会＝午前 11 時 27 分】

藤川委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。本日の議会運営委員会のテーマは栗津議員の一般質問についてであります。当委員会の構成員に栗津委員がおられますので、除斥を求めます。

(栗津委員除斥)

藤川委員長

先ほど栗津議員の一般質問中に議長から暫時休憩の宣告がございました。その経緯について皆さんも議場におられましたので、ご承知のことと思いますが、今後の議事進行について委員の皆様から順にご意見を申し上げます。

豊島委員

この議会運営委員会が開かれた事案の前に、1 回目の質問もそのとおりの表現でないと。「それはどちらでもいい」と栗津議員はおっしゃられましたが、どちらでもいいことではないんです、通告書に書いてあることを言ってもらわないと。通告書に沿って質問するというルールですので、まず冒頭、そのことについて申し上げます。

本題に入りますと、通告して市長に答弁を求めてみえるんですが、新聞発表のことですので、そこに異議や質問があれば新聞記者に問い合わせしないと。記者は信用しますが、議場での質問とは異なると思いますので、何回か議長も許しておみえでしたが、私は次へ進むべきだと思っております。

後藤徹委員

とりあえず次の質問に進んで一般質問を進めて頂きたいなと。このままでは止まったままですから。

南谷清司委員

「記者会見で説明された議会が混乱した事例は」という質問ですが、どうも新聞記事にこうやって書いてあったという話なんですよね。市長は、新聞記事は新聞記事であるから、記事の内容について市長としての立場で議場で論評することはできないという話だったんです。となれば、新聞記事以外の何か、議会が混乱した事例を挙げて記者会見で話された根拠や証拠を質問者から示して頂かないと、議論は前へ進まない。それが示されない以上はここで終わって、次へ進むのが妥当だろうと思っています。

安井委員

栗津議員は、今までも答弁をもらっていて、次の質問に

	行けばいいのに、内容を変えて自分の思いつきで喋るところがあるので、まずそれを注意して頂きたいです。 そして記者会見について、市長は 11 月 15 日に自民クラブから回答を求める文書が来たと言われましたので、そこでもう回答は分かっているはずなのに、わざわざこの一般質問で再度聞き直すのもおかしい話だと思っています。ですからそこは無視して次に進んで頂きたいです。
藤川委員長	皆様の考えを伺いました。まず、通告制度のとおりに通告をすべきであるということです。新聞記事については、市長として答えられない話でありますし、南谷清司委員、根拠については栗津議員に尋ねるということですか。
南谷清司委員	議長からその根拠を尋ねる必要はないです。新聞記事を根拠にして答える必要はないという趣旨の答弁があったので、答弁が欲しいなら再質問なりで、「いやいやこんなのがありますよ」と質問すればいいんですが、それは栗津議員が自らやられることで、議長がそこまでするのは越権行為だと思います。
安井委員	栗津議員が野次を飛ばしたとか言って恫喝していましたけれども、その後にも近藤議員が何回か発言していました。自分に味方する声に対しては何も言わないのもおかしい話だと思っております。
藤川委員長	まず栗津議員の質問につきましては、通告どおりに進めるべきであるというご意見、そして根拠を示せないのであれば次の質問へ移るべきという形で、議長に議事進行して頂くのが妥当であるというご意見でございました。 もう一つ安井委員から、野次と恫喝という言葉がございましたが、確かに栗津議員は議場で「うるせえな」という発言を質問中にされました。こちらについてもしかるべき対応が必要ではないかというご意見だと思いますが、栗津議員の発言と、それから近藤議員の議場での不規則発言への対応についても、こちらは議長から注意をして頂くのが妥当なところではないかと考えますが、この点について他の委員はいかがでしょう。
豊島委員	藤川委員長のおっしゃったとおり 2 点とも進めて頂いて結構かと思います。 もう一点、こんな止まり方ではいけないので、失礼なが

藤川委員長	ら議長には、追って議運で精査しますとかで、次の質問に行ってくださいと進めてもらいたい。でないと前に進まないから。臨時で議会運営委員会を開くんじゃなくて後日です。 議長には議事整理権がございますので、議長の指示に従わない場合は質問を中止する権限もございます。そういうこともあり得るので通告に従って質問をして頂きたいとこの議運で栗津議員にお伝えし、そしてこの後の質問を通告どおりに続行して頂くと。 通告に従わない質問は、議長から注意がなされるということ、そしてそれが繰り返されるのであれば質問の中止もあり得ることをお伝えして、休憩再開後の一般質問を続行という形で進めていけたらと思います。よろしいですか。 (異議なし)
藤川委員長	ではそのように栗津議員にお伝えします。それでは栗津委員の除斥を解きます。 (栗津委員入場)
藤川委員長	栗津議員に協議の結果をお伝えしたいと思います。議会運営委員会の協議の結果、今の質問についてはすでに答弁が済んでおりますので、次の質問へ移って頂きます。そして、今後の質問についても通告書どおりに進めて頂くことになりました。 通告書どおりに進めない場合、議長から注意されることもございます。議長の指示に従って質問を続行してください。そして議長の指示に従わない場合は、質問が中止となることもルール上ございますので、栗津議員に通告に従って質問を続行して頂くこととなりました。協議結果としては以上となります。この内容を議場において報告し、その後、栗津議員の一般質問を再開する流れでよろしいですか。 (異議なし)
藤川委員長	ご異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。 【閉会＝午前 11 時 43 分】

